

# 生活困窮者支援活動の費用を補助します

二次募集開始！

新型コロナウイルスにより利用者が増加した活動や、物価高騰などの影響を受けている活動に対して活動費を支援します。

郡部6町において取り組む団体:上限 50 万円  
県内の複数の市町において広域的に取り組む団体:上限 100 万円

## 助成対象活動の例



生活にお困りの方に対する食事や生活用品などを提供する活動

居場所づくり  
Wi-Fi を使える  
環境の提供

移動手段が無い方  
への支援活動

他にも多様な事業設計が可能です！「こんな事業はどうだろう？」というアイデアがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

詳しくは滋賀県ホームページ

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/shien/305560/332947.html>)に掲載中です。



補助金名称	生活困窮者等支援団体活動費補助金
補助対象団体	<p>滋賀県内で活動している以下の団体とします。</p> <p>○郡部または広域(※)で生活困窮者支援に取り組む民間団体  営利法人(企業等)、非営利法人(特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等)、任意団体</p> <p>○宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと</p> <p>○滋賀県財務規則第195条の2各号に該当する団体等でないこと(暴力団等でないこと)</p> <p>○地域の自立相談支援機関と連携している団体(今後連携する予定の場合も含む)</p> <p>○各生活困窮者支援プラットフォームにおいて、支援を行うことが必要と認められた団体</p> <p>※県内の複数の市町において広域的な支援に取り組む団体</p>
補助金の額	<p>郡部6町において取り組む事業:上限 50 万円</p> <p>県内の複数の市町にて広域的に取り組む事業: 上限 100 万円</p>
対象経費	人件費、報償費、旅費、需用費、消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、役務費、通信運搬費、手数料、保険料、広告宣伝費、委託費、使用料・賃借料、備品購入費
補助対象期間および公募期間	<p>補助対象期間 交付決定の日から令和6年3月 31 日まで</p> <p>応募書類の提出期限 <b>令和5年10月13日(金) 17時(必着)</b></p>
スケジュール	<p>令和5年9月22日(金):公募開始</p> <p>令和5年10月10日(火):質問受付締め切り</p> <p>令和5年10月13日(金):公募締め切り</p> <p>令和5年10月中旬:審査</p> <p>令和5年10月下旬:結果通知</p> <p>令和5年11月中旬 支払(事前支払いの場合)</p> <p>令和6年4月 10 日まで 実績報告・精算処理</p> <p>同年4月下旬 支払(実績確定後払いの場合)</p>
提出書類	① 補助金応募申込書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 誓約書 ⑤ 役員名簿
申請・問い合わせ先	<p><b>郡部において取り組む事業</b></p> <p><b>日野町・竜王町</b></p> <p>〒527-0023 東近江市八日市緑町 8-22  東近江健康福祉事務所 生活保護係 村田、石川  TEL:0748-22-1254  E-Mail:ea32600@pref.shiga.lg.jp</p> <p><b>愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町</b></p> <p>〒522-0039 彦根市和田町 41  湖東健康福祉事務所 生活保護係 樋口、本田  TEL:0749-21-0282  E-Mail:ea3302@pref.shiga.lg.jp</p> <p><b>複数市町において広域的に取り組む事業</b></p> <p>〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号  健康福祉政策課 企画調整係 矢向(やこう)  TEL:077-528-3512  E-Mail:ea0001@pref.shiga.lg.jp</p>